

【目的】学校教育を効果的に進めるためには、学校教育法において「学校においては、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない（一部略）」と定められている。この法律を受け、学校保健法の中で「大学以外の学校には、学校薬剤師を置くものとする（一部略）」と学校薬剤師の配置が必須とされ、同法施行規則においては、その職務執行の準則が示されている。学校薬剤師の職務内容は、保健管理の分野で環境衛生活動とその指導助言を行うだけでなく、児童生徒等に環境と健康のかかわり合いについて正しい理解をさせる教育現場に直接参画することが重要な役割と考えられる。しかし、学校薬剤師は、このような教育活動に実際にはどの程度関与しているのかは不明である。そこで、学校薬剤師の意識調査を含めその教育活動の現状を調査したので、ここに報告する。

【方法】平成19年6月末から7月末までの1ヶ月間に、東京都学校薬剤師会に所属する62支部のうち、14支部を任意に抽出し、そこに属する公立小中学校担当の303名の学校薬剤師を対象としてアンケートを行った。

【結果および考察】教育活動の1つとして生徒に対して授業経験のある学校薬剤師は、回答者303名のうち115名（約38%）であり、未経験者188名（約62%）のうち約半数は「授業を行いたい」と回答している。また、経験者は「健康教育を通して学校に貢献できる」と回答する割合が高かったことから未経験の学校薬剤師も出来るだけ教育活動に参加することで学校・地域へ貢献できると考えられた。さらに、学校薬剤師自身の職務に対する意識も変える必要があると思われた。